

公共施設再編の基本的な考え方

1 目的

この方針は、公共施設の再編を検討・実施する際の基本的な考え方を定めるものです。

2 語句の定義

(1) エリア

小学校区（直近で小学校統廃合が行われた場合は旧小学校区）程度の範囲をいいます。

(2) 再編手法

各再編手法については、「津市公共施設等総合管理計画」に定義しているとおりです。

ア 集約化

同種の機能を持つ複数の施設を統合することをいいます。

イ 複合化

異なる機能を持つ複数の施設を統合することをいいます。

ウ 転用

継続利用可能な施設を異なる機能（用途）の施設として活用することをいいます。

エ 廃止

施設の機能をなくすことをいいます。

オ 除却

余剰となった廃止済みの施設を解体・撤去することをいいます。

(3) エリア的再編

エリアを俯瞰して、公共施設の機能重複、空間の使い切りなどの課題を解決するため、複合化、集約化、転用、廃止等の手法により、当該エリア内の公共施設を再編することを指します。

3 公共施設再編の基本的な考え方

公共施設の再編を実施するに当たっては、機能の重複の解消、公共施設更新費用の抑制、利便性の向上、効率的な運営等を目的として、公共施設の総量、配置及び管理運営の最適化を図ることとし、エリア内に存在する公共施設（隣接するエリア内の公共施設を含めたほうが合理的である場合は、当該施設を含めるものとします。）のエリア的再編シナリオを検討することを基

本とします。

4 公共施設の利用特性等による分類

(1) 拠点化施設

本市において今後とも地域の活動拠点として長期にわたって継続維持していく施設を拠点化施設として位置付けます。

拠点化施設は、小学校区程度の一定の範囲内において、学校施設や総合支所庁舎、文化センター、コミュニティセンター等の一定規模以上で、今後もその地域において中心的な役割を果たしていく拠点となり得る施設とします。

なお、拠点化施設は一定の条件を満たす施設が該当するものであり、一定の範囲内において複数存在することを妨げるものではありません。

(2) 周辺施設

未利用施設を除き、拠点化施設以外の施設については、周辺施設として位置付け、さらに次のとおり分類します。

ア 政策目的施設

今後も本市が行政運営上、行政サービスを提供するために必要とする施設を政策目的施設として位置付けます。

イ 特定利用施設

主な利用者が地域住民に特定される施設、かつ、地域の団体が利用を希望する施設については、特定利用施設として位置付けます。

ウ 処分対象施設

主な利用者が地域住民に特定される施設であるものの、地域の団体が利用を希望しない施設については、処分対象施設として位置付けます。

(3) 未利用施設

既に用途廃止済みの施設や、集約化及び複合化を実施した後の用途廃止施設については、未利用施設と位置付けます。

5 公共施設再編後のサービス提供、運営及び維持管理の体制

公共施設の再編に当たっては、市民サービスの低下を来さないことを前提に施設の多機能化を図るなど代替策を講じ、再編後においても必要となる機能は確保していきます。

また、集約化や複合化等によるメリットを十分に発揮し、さらには今日的なニーズに応えるサービスの提供を目指すとともに、これらを実現するために必要となる施設の運営及び維持管理の体制を段階的に構築し、移行してい

きます。